

令和元年度

第10回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会総会議事録

令和2年1月8日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、令和元年度第10回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 地籍調査による農地の地目認定について
- 議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合せ決議について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
- 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第3号 利用権の中途解約に係る通知について

<出席委員> (9名)

- | | |
|------------|------------|
| 2番委員：佐川順一郎 | 3番委員：森 紀久嗣 |
| 4番委員：鈴木孝一 | 5番委員：渡辺忠洋 |
| 6番委員：吉野公博 | 7番委員：浅野幸男 |
| 8番委員：山口 豊 | 9番委員：矢代とみ江 |
| 10番委員：押元康郎 | |

<欠席委員>

- 1番委員：加曾利益弘

<出席職員>

- 事務局長 西川栄一 事務局 加曾利英男

開 会（午後 2 時 0 0 分）

事務局長（西川）

本日はお忙しいところ、ご出席を頂きありがとうございます。
只今から令和元年度第 10 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は 9 名の出席を頂いておりますので大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は成立いたします。

なお、1 番の加曾利委員は本日都合により欠席との連絡を受けておりますので、報告いたします。

それでは大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定により押元会長に議長をお願いします。

よろしくをお願いします。

議長（押元会長）

（押元会長あいさつ）

それでは、議事日程 3 の議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。7 番委員の浅野委員と 8 番委員の山口委員をお願いします。

それでは早速ですが議事日程 4 の議件に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を受けた後、発言されるようお願いします。

議案第 1 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局（加曾利）

2 ページをお開きください。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和 2 年 1 月 8 日提出 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 24 所在・地番 下大多喜地先、地目 田、地積 2,882 m²、権利者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、義務者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、事由 譲受人 経営規模拡大のため買い受けたい。譲渡人 耕作できないので、譲り渡したい。権利内容 売買による所有権移転です。

申請地は現在、権利者の渡辺さんが借りて耕作しております。

売買価格ですが総額80万円程度で話を進めているとのこと
です。

番号25 所在・地番 泉水地先他2筆、地目 田及び畑、地積合計1,512㎡、権利者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、義務者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、事由 譲受人 自作地の隣接地であるので、経営規模拡大のため譲り受けたい。譲渡人 高齢で耕作できないので、譲り渡したい。権利内容 売買による所有権移転です。

売買価格については決まっていないとのこと
です。

番号26 所在・地番 下大多喜地先、地目 田、地積556㎡、権利者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、義務者 睦沢町〇〇〇〇 〇〇〇〇 事由 譲受人 経営規模拡大のため譲り受けたい。譲渡人 耕作できないので、譲り渡したい。権利内容 売買による所有権移転です。

売買価格については決まっていないとのこと
です。

以上3件の権利取得後の農業経営の実態につきましては4ページに記載のとおりです。いずれも許可することができないことを定めた、農地法第3条第2項各号に該当しないと思われ、許可の要件を満たしていると考えます。事務局からは以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。議案第1号、番号24については、9番委員の矢代委員が現地調査を担当していただきましたので報告をお願いします。

矢代委員（9番）

12月30日午後現地調査を行ってきましたので報告します。場所は、県道大多喜一宮線添いの下大多喜高谷区です。食事処中の島から7～8メートル茂原方向に進んで右折し、町道作畑上中町線のすぐ隣にあります。申請地の現況は、権利者の〇〇さんが耕作しております。義務者の〇〇さんは耕作できないので、今耕作している〇〇さんを買っていただきたいと話があったそうです。権利者の〇〇さんも台、高谷区で幅広く耕作されておりまじめに稲作に取り組んでいます。問題はないと思います。

議長（押元会長）

ご苦労様でした。矢代委員からの現地調査の報告が終わりました。質問のある方は発言をお願いします。

「異議なし」の声あり

議長（押元会長） 異議なしの声がありました。質問が無いようですので番号24については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（押元会長） 異議なしと認め番号24については、許可することと決定します。

押元委員（10番） 次に番号25につきましては私が現地調査を担当しましたので報告します。

場所は泉水青年館の手前で、川崎病院の手前を左に曲がり、300メートル位行ったところの右側になります。一体の農地として使われていたところですが、20年位休耕して、管理している所です。道路から1メートル位下がっています。休耕はしているものの草刈りなどの管理はきれいに行われており、権利者の〇〇さんに聞きましたところ、田としては耕作できないが花を植え付けるというような話でありましたので、きれいな土地として活用してほしいと話してきました。

議長（押元会長） 質問のある方は発言をお願いします。

佐川委員（2番） 花を植えるという話でしたが、1,512㎡全体に将来的に植えるということでしょうか。

押元委員（10番） 権利者の〇〇さんに聞きますと菜花などを植えたいということでした。

佐川委員（2番） 野菜でしょうか。

押元委員（10番） 野菜ではなく、花だけという感じでした。ここは道路に面していて条件はいいんですが、道路より1メートル位低くて水たまりになる部分もあるので、作物を作るのはどうかなということでした。

佐川委員（2番） そのままにしておくとも荒れてしまうということで、いかがなものかと思えますので、耕作してくれればよいと思います。先ほど花を植えるということでしたので、どういうことかなと思ひまして質問させていただきました。

議長（押元会長）	他に質問のある方はどうぞ。
渡辺委員（５番）	この３筆は県道から１メートル位下がっているということですが、同じ高さでしょうか。
押元委員（１０番）	３枚とも高さが違いまして、一番高いところが２５９番１です。
山口委員（９番）	水はけが悪い所は、花はだいたいだめになりますね。高いところで陽が当たって水はけがいい所が条件なんですね。どういうお花を作るかわかりませんが無理なんじゃないですかね。
押元委員（１０番）	花で商売するわけではなくて、ただ植えては花を咲かせたいというようなことを話していました。水はけを良くするには、機械を持っているので、それで排水施設を作りたいということでありました。
議長（押元会長）	他に質問のある方はどうぞ。
	「異議なし」の声あり
議長（押元会長）	異議なしということですので、番号２５については許可することとしてご異議ございませんか。
	「異議なし」の声あり
議長（押元会長）	異議なしと認め番号２５につきましては許可することと決定しました。 次に番号２６につきましては９番委員の矢代委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いします。
矢代委員（９番）	１２月３０日午後現地調査をしてきましたので報告します。 場所は下大多喜峯之越区です。町道増田小土呂線ダイヤオートサービスさんの所を左折し、位置図に「現地」と書いてある直線が町道鍛冶畑長沢線でこの付近のＴ字路を右折し４～５メートル位進んだところ。申請地の現況は休耕されております。手前の隣接地は水稻を作付している田んぼです。義務者の〇〇さんは、峯之越区に農地を５筆ほど持っておりました。しかし耕作で

きないということで、12月の総会の際に農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の所有権移転にて、権利者の〇〇さんに4筆売買しております。今回1筆だけ残ってしまったので買ってほしいとのことだそうです。現在休耕されておりますが、耕作するとの話でした。権利者の〇〇さんは、峯之越一帯を面積を増やして耕作されており、問題はないと思います。

議長（押元会長）

ご苦労様でした。矢代委員からの現地調査報告が終わりました。質問のある方は発言をお願いします。

「異議なし」の声あり

議長（押元会長）

質問が無いようですので、番号26につきましては許可することとしてご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長（押元会長）

異議なしと認め番号26につきましては許可することと決定します。議案第1号は以上でございます。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局）

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転等の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和2年1月8日提出、大多喜町農業委員会会長 押元 康郎。

番号33 所在・地番 面白地先他1筆、地目 田、地積合計1,614㎡、農地種別 2種、農用地区域 外、権利者 東京都品川区〇〇〇〇 〇〇〇〇、義務者 白子町〇〇〇〇 〇〇〇〇、事由 申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したい、ということで転用を伴う所有権移転でございます。

土地の売買価格は1,100千円、施設の建設費は10,868千円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関の預金残高証明書が提出されております。

番号38 所在・地番 上原地先、地目 畑、地積291㎡、農地種別 2種、農用地区域 外、権利者 茂原市〇〇〇〇 〇

〇〇〇、義務者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、事由 申請地を借り受け、住宅を建てたい、ということで転用を伴う使用貸借権設定でございます。

権利者と義務者の関係ですが、権利者の関謡史さんは、義務者石井利夫さんの娘さんのご主人に当たります。

建物の概要ですが、木造2階建て、建築面積67.49㎡(20.37坪)で建物敷地の他に一部は道路からの進入路として使用します。資金の関係ですが、土地代は使用貸借ですので無料、建物の建設費が25,500千円、その他雑費として2,500千円で合計28,000千円かかるということで、全額借入金で賄い、金融機関の書類が提出されております。

以上でございます。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。議案第2号、番号33につきましては2番委員の佐川委員が現地調査を担当していただきましたので報告をお願いします。

佐川委員（2番）

12月23日に事務局と現地調査をしてきました。場所は国道465号線の老川交差点を左折し、県道小田代勝浦線を粟又、会所方面に3キロほど進んでいきますと旅館の滝見苑がございます。滝見苑からさらに2キロ進んでいきますとT字路になっておりましてそれを左折しますと町道になりますが、蛇行した坂道を1キロほど進んだ所に申請地があります。

申請地の現状は休耕地一面に雑草と丈が1メートルから1メートル50位の萱が繁茂しております。見た感じ長い間耕作していないなど見受けられました。しかし、年3回から4回の草刈りをしているとのことでございます。そして隣接地の現況ですが北西側に70センチほどの高低差がありますが、田んぼは水稻が作付けされております。逆に南東方向は申請地と同じように萱が繁茂してございました。そして周りは山林になっております。隣接農地の所有者からも了解を得ているということでございますので問題はないかと思われま。

議長（押元会長）

現地調査の報告がおわりました。質問のある方は発言をお願いします。

佐川委員（2番）

補足ですが陽当たりは高台ですので悪くないと思います。

議長（押元会長）

質問のある方ございませんか。

（質問等なし）

議長（押元会長）

質問が無いようです。番号33については許可相当と決定することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長（押元会長）

異議なしと認め、番号33については許可相当と決定することとします。

続きまして番号38については、8番委員の山口委員に現地調査を担当していただきましたので報告をお願いします

山口委員（8番）

先月の25日に事務局と現地調査をしてきました。場所は国道297号を勝浦方面に向かっていると船子の先に瓦屋さんがあり

そこを右に上がったところで、とてもいい所です。高いところで、一面が畑で、これが義務者の〇〇さんの所有です。今現在お嬢さんが東茂原に住んでいて借家住まいなので、親元に来てはどうかということで進めているところで、写真を見ていただくと義務者の〇〇さんの母屋が写っていますが、母屋のはす向かいに新居を建てるとのことです。周りはほとんど義務者の〇〇さんの土地で、排水も〇〇さんの排水を利用するらしいです。

議長（押元会長）

現地調査の報告が終わりました。質問のある方は発言をお願いします。

（質問等なし）

議長（押元会長）

質問が無いようです。番号38については許可相当と決定することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長（押元会長）

異議なしと認め、番号38については許可相当と決定することとします。議案第2号は、以上でございます。

続きまして、議案第3号「地籍調査による農地の地目認定につ

事務局（加曾利）

いて」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

議案第3号 地籍調査による農地の地目認定について。「地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について（昭和56年10月7日付け56国土国第409号国土庁土地局国土調査課長指示）」により、地籍調査による下記農地の地目を認定にするにあたり、大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。令和2年1月8日提出、大多喜町農業委員会会長 押元 康郎。

今回の地目認定に伴う地区は、石神地区及び粟又地区で、石神地区については12月11日に渡辺農業委員と事務局で、粟又地区については12月18日に事務局で調査してまいりました。いずれも建設課職員及び受託業者であります地籍調査協会の職員に現地のご案内をしていただいております。

地目の認定に当たっては、農地以外になっていると判断できるものについては、農地以外となって20年以上経過しているかどうかを基準として調査しました。

この結果、石神地区につきましたは、議案の8ページでございますが、町長から決定を求められた20カ所のうち1カ所を除き、地目を農地以外と認定することが適当と判断いたしました。

8ページをご覧いただきたいと思いますが、一番左側に番号がふってありますが、この6番については、雑草が生い茂っておりますが農地として復元が可能と考えられまして、農地以外と認定することが適当ではないと判断しました。

本日お配りした4枚つづりの資料をご覧いただきたいと思いますが、1ページが今回調査した石神地区の全体図です。2ページの写真の上2枚が山林と認定した土地を抜粋したもので、一番下の写真は、農地として復元可能で、農地以外に認定することが適当でないとは判断した6番の土地でございます。

また、粟又地区につきましたは、議案の9ページから11ページでございますが、町長から決定を求められた44カ所のうち1カ所を除き、地目を農地以外と認定することが適当と判断いたしました。10ページをご覧いただきたいと思いますが、左側に番号がふってありますが、この26番については、耕作されていないものの、農地として考えられ、農地以外と認定することが適当でないとは判断した26番の土地でございます。

4枚つづりの資料の3ページが、今回調査した粟又地区の全体

図です。4 ページの写真の上 2 枚が宅地又は山林と認定した土地を抜粋したもので、一番下の写真は、岩ツツジを植えてあり農地と判断でき、農地以外に認定することが適当でない判断した土地です。

以上でございます。

議長（押元会長） 事務局の説明が終わりました。質問のある方は発言をお願いします。

森委員（3 番） 大多喜町の地籍調査はどの位終わっているのですか。

事務局（西川局長） 把握していないので調べて次の総会に報告します。

議長（押元会長） 他に質問のある方はお願いします。

（質問等なし）

議長（押元会長） 質問がないようです。議案第 3 号については原案のとおり適当と認めることで異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長（押元会長） 異議なしと認め、議案 3 号については原案のとおり適当と認めることと決定します。

続きまして、議案第 4 号「農業委員会の法令遵守の申し合せ決議について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局（加曾利） 議案第 4 号 農業委員会の法令遵守の申し合せ決議について。農業委員会の法令遵守について、下記のとおり申し合せ、決議する。令和 2 年 1 月 8 日提出 大多喜町農業委員会会長 押元 康郎。

本件につきましては、昨年 10 月に二つの市町村において、農業委員が農地法違反と、収賄の疑いにより逮捕されたことを受けて、千葉県農業会議を通じて全国農業会議所から通知があったもので、農業委員会組織の一層の綱紀粛正を図るとともに、法令遵守による校正・公平な職務の遂行を図っていくため、農業委員会の総会で法令遵守の申し合せ決議をしてほしいとのこととござ

います。

この通知を受けまして、本町農業委員会においても、決議しようとするものです。

それでは、内容につきまして朗読させていただきますので13ページをご覧ください。

農業委員会の法令遵守の申し合せ決議（案）

私たち農業委員は、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合せ、決議する。

記

- 1 農業委員が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
- 2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月8日 大多喜町農業委員会

以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。質問のある方は発言をお願いします。

渡辺委員（5番）

農業委員と農地利用最適化推進委員になっているが、今日決議で大丈夫ですか。

事務局（加曾利）

推進委員は農業委員会の総会に出席して発言できますが、議決権がないので、農業委員と推進委員はそこに書いてある通り一体ですが、推進委員はこの場に出席して議決に参加することができないので、より責任の重い農業委員が決議するしかないのかなと思います。

渡辺委員（5番）

私が質問しているのは、今日決議して推進委員の了解は取れるのですかということです。

事務局（加曾利）

推進委員も入れて決議するとなると農業委員会の総会ではなく、別の合同の会議とかになってしまいます。今回、全国農業会議所から依頼があったのは、全国の農業委員会で総会で決議してほしいということですので、決議の内容としては当たり前のことなので差し支えないかなと思いますが、この決議はどちらかというと、事務局よりも委員さん主体でやるべき決議だと思いますので、そういうことであれば次回推進委員さんも来ますので、そういう話をしてその中で決議することも可能だと思いますが、それは総会ではなく農業委員と推進委員の合同会議での決議となりますが、そういうことでも差し支えないと思います。申し訳ありませんがあとは事務局というより委員さん主体で話をさせていただきたいなと思います。

渡辺委員（5番）

来月推進委員も集まるということですので、その中でちょっと話をしてくれれば良いと思います。

議長（押元会長）

来月話をしてくれれば良いということですが事務局いかがですか。

事務局（加曾利）

それではどうしますか。今日議決して報告するか。保留として来月議決しますか。

議長（押元会長）

他に質問のある方おりますか。

佐川委員（2番）

決議して、推進委員に周知するという流れですね。

事務局（加曾利）

全国農業会議所からの通知は12月11日付けできていますが、12月又は1月の総会で実施してほしいということで、それであれば総会の場で法令遵守の注意喚起等を実施してくださいということで、なお、決議や注意喚起は議事録に残すという指示が来ております。ですからできれば総会の場で決議していただければ議事録にも残るということで提案させていただきました。

議長（押元会長）

他に質問のある方はいらっしゃいますか。

佐川委員（２番）

この決議案というのは大多喜町独自の内容ですか。

事務局（加曽利）

これは申し合せ決議の例が全国農業会議所から送られてきており、文字の配置などを町のスタイルにアレンジしただけで内容は送られてきたものと変わっていません。

議長（押元会長）

他に質問のある方はいらっしゃいますか。

（質問等なし）

議長（押元会長）

質問が無いようです。議案４号については原案のとおり申し合せ、決議することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長（押元会長）

異議なしと認め、議案第４号については原案のとおり、農業委員会で申し合わせ、決議することとします。

議件は以上をもって終わります。

それでは報告事項について、事務局よりお願いいたします。

事務局（加曽利）

１４ページをお開きください。

報告第１号 農地法第３条の３第１項の規定による相続の届出について。下記のとおり農地法第３条の３第１項の規定による相続の届出があったので報告する。令和２年１月８日 大多喜町農業委員会会長 押元 康郎。

番号２１ 所在・地番 上原地先、地目 田、地積３０７㎡、登記原因・権利取得日 相続 令和元年１１月２５日、権利者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇。

番号２２ 所在・地番 紙敷地先他３筆、地目 田及び畑、地積合計７、７８７㎡、登記原因・権利取得日 相続 令和元年１２月２日、権利者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇。

番号２３ 所在・地番 柳原地先他９筆、地目 田及び畑、地積合計５、０４８㎡、登記原因・権利取得日 相続 令和元年１２月４日、権利者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇。

番号２４ 所在・地番 田丁地先、地目 田、地積１、２２３㎡、登記原因・権利取得日 相続 令和元年１２月１６日、権利者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇。以上です。

報告第2号。農地の転用事実に関する照会について。下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。令和2年1月8日 大多喜町農業委員会会長 押元 康郎。

番号17 所在・地番 西部田地先他5筆、地目 畑、地積合計1,210㎡、変更登記地目 宅地、登記原因・日付 昭和59年6月24日、内容として

1. 西部田字川島249番1 本件土地は、耕作されていないものの、きれいに管理されており、通常農家が保有する農業機械を使用すれば農地として耕作することが可能な土地であると判断したことから、農地回答した。
2. 西部田字川島250番1 本件土地の一部には農業用と思われる倉庫が建てられており、建築後40年以上経過しているものと判断される。また、一部は耕作されていないものの、きれいに管理されており、通常農家が保有する農業機械を使用すれば農地として耕作することが可能な土地であると判断した。
なお、前段部分と後段部分は生垣で区分されている。このことから前段部分は非農地、後段部分は農地と回答した。
3. 西部田字川島251番1 本件土地は、耕作されていないものの、きれいに管理されており、通常農家が保有する農業機械を使用すれば農地として耕作することが可能な土地であると判断したことから、農地と回答した。
4. 西部田字川島243番1 本件土地は、かなり以前から一部が宅地への進入路として使用され、アスファルト舗装がされている。また、残りの部分は専ら駐車場として使用されており、近隣住民への聞き取りでは30年ほど前に建設業者の駐車場として使用され始めたのではないかとこのことであり、以後耕作されたことはなく碎石が敷かれている。これらのことから、いずれも再び農地として使用することは困難な土地であると判断し、非農地と回答した。
5. 西部田字川島247番1 本件土地は、かなり以前から庭の一部として使用していたものと思われ、隣接する247番2と生垣等による区分はされていない。このため再び農地として使用することは困難な土地であると判断し、非農地と回答した。
6. 西部田字川島248番1 本件土地は、かなり以前から庭の一部として使用していたものと思われ、隣接する247番2と生垣等による区分はされていない。このため再び農地として使用することは困難な土地であると判断し、非農地と回答した。

土地所有者は、群馬県伊勢崎市〇〇〇〇 〇〇〇〇。

番号18 所在・地番 大田代地先他1筆、地目 田、地積合計611㎡、変更登記地目 宅地、登記原因・日付 平成29年12月7日。内容として、関係者から聴取したところによると、本件土地は以前から資材置場として使用していたが、平成29年に倉庫を建設したとのことであった。現況は、倉庫敷地及び資材置場として一体として使用しており、再び農地として使用することが困難な土地であると判断したことから、非農地と回答した。

土地所有者は、大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇。

番号19 所在・地番 弥喜用地先他8筆、地目 田及び畑、地積合計4,596㎡、変更登記地目 山林及び宅地、登記原因・日付 昭和年月日不詳。内容として、

1. 弥喜用字向ヒ堀186番1 本件土地には40年生程度の杉及び孟宗竹が生えており、周囲の農地より数メートル高い場所で三方が山林である。このため再び農地として使用することが困難な土地であると判断し、非農地と回答した。
2. 弥喜用字廣畑163番2 本件土地には雑木及び女竹が密生しており、一部は傾斜地となり隣接に農地はない。このため再び農地として使用することが困難な土地であると判断し、非農地と回答した。
3. 弥喜用字廣畑153番4 本件土地には地区の集会所が建てられており、建設後50年程度経過しているものと判断される。このため再び農地として使用することが困難な土地であると判断し、非農地と回答した。
4. 弥喜用字戸崎419番2 本件土地の状況に詳しい住民から聴取したところでは、本件土地には杉、孟宗竹等が生えた山林になっており、現地に行くための道もないとのことであった。また、航空写真で確認したところ周辺はすべて山林と判断された。このため現地確認はしていないが非農地と回答した。
5. 弥喜用字原田384番2 本件土地には真竹が密生しており、人が出入りするにも支障があるほどであった。このため再び農地として使用することが困難な土地であると判断し、非農地と回答した。
6. 弥喜用字大澤323番1 本件土地には杉及び竹が生え、耕作されている農地とは高低差により明確に区分されており耕作道もない。このため再び農地として使用することが困難な土地であると判断し、非農地と回答した。
7. 弥喜用字大澤310番2 本件土地には雑木及び女竹が密生し

ており、一部は傾斜地となり隣接に農地はない。このため再び農地として使用することが困難な土地であると判断し、非農地と回答した。

8. 弥喜用字大澤 310 番 3 本件土地には雑木及び女竹が密生しており、一部は傾斜地となり隣接に農地はない。このため再び農地として使用することが困難な土地であると判断し、非農地と回答した。

9. 弥喜用字廣畑 149 番 1 本件土地には一面に孟宗竹が生えており、それほど管理も行き届いていない。また周辺もすべて山林であることから、再び農地として使用することが困難な土地であると判断し、非農地と回答した。

土地所有者は、大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇。以上です。

報告第 3 号。利用権の中途解約に係る通知について。

下記のとおり、農地法第 18 条第 6 項の規定による中途解約に係る通知があったので報告する。令和 2 年 1 月 8 日 大多喜町農業委員会会長 押元 康郎。

番号 7 所在・地番 下大多喜地先、地目 田、地積 1,176 m²、貸付人 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、借受人 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、契約を存続できない事由 借受人死亡のため。

番号 8 所在・地番 栗又地先他 2 筆、地目 田、地積合計 2,381 m²、貸付人 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、借受人 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、契約を存続できない事由 経営規模縮小のため。

番号 9 所在・地番 堀之内地先、地目 田、地積 1,025 m²、貸付人 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、借受人 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、契約を存続できない事由 稲作の規模縮小のため。

番号 10 所在・地番 下大多喜地先他 3 筆、地目 田、地積合計 4,147 m²、貸付人 埼玉県朝霞市〇〇〇〇 〇〇〇〇、借受人 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、契約を存続できない事由 健康上の都合で継続が困難となり経営縮小のため。

番号 11 所在・地番 下大多喜地先他 3 筆、地目 田、地積合計 4,796 m²、貸付人 茂原市〇〇〇〇 〇〇〇〇、借受人 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、契約を存続できない事由 健康上の都合で継続が困難となり経営縮小のため。

以上でございます。

以上、報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。
続いて議事日程6のその他にはいります。事務局何かござい
ますか。

(事務局からはなし。)

議長（押元会長）

それではないようですので以上をもちまして第10回総会を
終了し、議長の職を解かせていただきます。

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉 会（午後3時14分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年1月8日

議長 押 元 康 郎

署名委員 矢 野 幸 男

署名委員 山 口 豊